

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等に対する意見公募要領

令和3年2月1日
産業保安グループ
鉾山・火薬類監理官付

経済産業省では、別紙のとおり、火薬類取締法施行規則等の一部改正を予定しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

1. 意見公募の対象

- ・火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（案）
- ・不発弾等解撤工室等の構造、位置及び設備、製造方法並びに廃棄の方法に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（案）
- ・火薬類取締法施行規則第一条の七に規定する硝安油剤爆薬又は含水爆薬を定める告示（案）
- ・火薬類取締法施行規則第十九条第一項の表に規定するその他煙火を定める告示（案）

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省 産業保安グループ 鉾山・火薬類監理官付
(東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省別館3階327)

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和3年2月1日（月）～令和3年3月2日（火）必着

4. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。
- (2) 郵送
意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業保安グループ

鉦山・火薬類監理官付 パブリックコメント担当 あて

(3) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のF A X番号宛にお送り下さい。

F A X番号：(03) 3501-6565

(4) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： kayaku-anzen1@meti.go.jp

（電子メールの件名を「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等（案）に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

5. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

